

2006年11月13日

文部科学大臣 伊吹文明 様

シックスクール対応策の参考資料作成に関する要望書

平素より、学校における子どもたちの化学物質を原因とする健康問題についてお取り組みいただき、誠にありがとうございます。

私たちは、学校環境における化学物質等により体調不良を起こしている児童・生徒・学生、およびその家族による団体、及び支援団体です。

さて、10月29日に開かれた公明党アレルギー疾患対策プロジェクトチーム主催の懇談会に於いて、昨年12月に提出した要望書への回答をいただきました。その中で、『シックスクール問題への対応策に関する参考資料(マニュアル)』を作成中とかがい、患者団体側から内容について要望したいとお願いし、承諾していただきましてありがとうございました。

そこで、実態調査に関する要望等も合わせて、下記のように要望致したく、よろしく願い申し上げます。

記

要望1．現在、貴省で作成中の『シックスクール問題への対応策に関する参考資料』に、添付しました『シックスクール対応マニュアルに関する患者及び支援団体からの提案』の内容を盛り込んでいただきたい。

要望2．今年度中に着手される実態に関するサンプリング調査では、既に診断を受けている児童・生徒だけを対象とするのではなく、QEESI 問診票などによる掘り起こし調査もして、現在の児童・生徒の実態を明らかにしていただきたい。

要望3．「シックハウス症候群に関する調査研究協力者会議」は公開にしていきたい。

政府の「審議会等の運営に関する指針」(平成11年閣議決定)では、審議会等の会議は特段の理由がない限り原則公開と定められている。

以上

要望団体：

A-Kid's～志免アレルギーっ子の会
アトピっ子地球の子ネットワーク
NPO 法人 アトピー・ステロイド情報センター
アレルギーっ子つくしんぼの会
アレルギーを持つ人のひまわりの会
岩国みどりの会
エンジェルくらぶ

化学物質過敏症支援センター
化学物質問題市民研究会
環境の会
きれいな水といのちを守る東日本連絡会
くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク
子どもの環境を考える親の会
子どもの健康と環境を守る会
子どもの未来と環境を守る会名古屋
サスティナブル2 1
CS 患者会
CSの子供を持つ親の会
CS 発信ちゅうごく
シグナルキャッチ
食と生活の安全を考える会
浜松アトピーの会
浜松農薬汚染を考える会
福岡アレルギーを考える会
ふえみん婦人民主クラブ
平和・人権・環境を守る岐阜県市民の声
宗像アレルギー子の会～りんごの森
宮古のごみと環境を考える会
元調和小保護者有志

取りまとめ団体：

- ・化学物質問題市民研究会
〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Z ビル 4 階
TEL/ FAX 03-5836-4358
<http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/>
E-mail:syasuma@tc4.so-net.ne.jp
- ・化学物質過敏症支援センター
〒231-0006 横浜市中区南仲通 4-39-5F
TEL 045-222-0685 FAX 045-222-0686
<http://www.cssc.jp/>
E-mail:yokohama@cssc.jp

シックスクール対応マニュアルに関する患者及び支援団体からの提案

学校での配慮事項

1 学校施設・教室環境について

(1) 換気に関すること

外気の状態（農薬散布、排気ガス、塗装工事の有無など）にもよるが、日常的に窓を開放し、自然換気を積極的に行い、「学校環境衛生の基準」の換気回数を最低限確保する。

揮発した有害化学物質を短時間で換気できるのに十分な機能を備えた換気扇を、全教室に取り付ける。

ア 普通教室

休み時間には必ず窓、欄間、廊下側の窓を開け、教室全体に外気が流れるよう換気に努める。また、授業中でもできる限り窓の開放を行う。換気扇も運転する。

イ 特別教室

パソコン室、理科室、音楽室など特別教室は、常時使用しないため換気が不十分となっているので、使用開始前に通風を考慮して窓の開放を行うなど十分な換気を行い、授業中も換気に留意する。なお、換気設備が設置されている場合には、窓の開放と合わせて常に換気設備を活用して換気を行う。

ウ 休日明けの教室

換気が不十分となっているので、使用開始前に通風を考慮して窓の開放を行うなど十分な換気を行う。特に、長期の休業中も可能な限り換気に努めるとともに、長期休業明けは、全部屋の十分な換気を行う。

エ 保健室

アレルギー・化学物質敏感体質や体調が悪い児童・生徒が保健室に入室することを考慮して、備蓄薬品類からの揮発・揮散のないように保管に留意し、必要に応じて通風を考慮して窓の開放を行うなど十分な換気を行う。また、布団類は、よく乾燥させるなどして、ダニアレルギーの予防に努める。空気質の改善が難しい場合は、空気清浄機の設置も検討し、設置の場合は運転状況を常に確認しメンテナンスに留意する。

オ 冷暖房を行う場合

室内が閉め切りにならないよう特に換気に留意する。換気設備がある場合は十分活用する。また、休み時間には必ず窓を開け、空気の入替えを行う。

(2) 床ワックス、洗剤、消臭・芳香剤、殺虫剤等の使用に関すること

ア 床ワックス

(ア) 床材に対して、床ワックスの塗布が本当に必要かどうかを検討する。

床ワックスの必要性を認めた場合は、下記の点に注意し行う。

(イ) 床ワックス関連の購入にあたっては、製品安全性データシート(MSDS)や成分表を確認し、有機リンや有害化学物質が含まれるものは使用しない。また、できる限りVOCを含まない、あるいはVOCの少ないものを選定する。

(ウ) 床のワックスがけは、夏期休業中の早い時期に行うものとし、十分な養生及び乾燥のための期間が確保されるように、適切な作業の日程を設定するよう配慮する。また、児童生徒の登校日までの間に十分な換気を行う。

(エ) 床ワックスの剥離作業やワックスがけの作業を、児童・生徒に行わせない。

(オ) 安全性が高い床ワックス、剥離剤についてリスト化し、関係者によって情報を共有するとともに、リストを適宜改善する。

イ 洗剤

(ア) 手洗い用のせっけんは純せっけんを使う。

(イ) 学校施設内において合成洗剤は使用しない(カーテン、テーブルクロス、食器、布巾等)。

(ウ) 塩素系の漂白剤は使用しない。

ウ 芳香剤・消臭剤

パラジクロロベンゼンを含むトイレボールを使用しない。また、芳香剤・消臭剤は使用せずに、洗浄や清掃、換気などによる物理的対処をする。

エ 殺虫剤等

病害虫等が発生していない状況での、予防を目的とした定期散布は行わない。病害虫が発生した場合は、剪定や焼却等発生源除去などの環境改善や防虫網・粘着トラップ等物理的な方法による防除を検討し、殺虫剤等の使用は原則として避ける。やむを得ず殺虫剤等を使用する場合、より安全性の高い薬剤を選択し、以下に留意する。

なお、殺虫剤等でクロルピリホス、ダイアジノン、その他有機リンを含むものは使用しない。

< 殺虫剤等を使用する場合の留意事項 >

事前に、使用目的、日時、薬剤の種類、使用方法等を教育委員会に報告し、児童・生徒、保護者、近隣住民にも、事前に、使用目的、日時、薬剤の種類、使用方法等を周知する。

やむを得ず散布せざるを得ない場合は、必要最小限の範囲、量とし、長期休業中に行うなど、児童・生徒や近隣住民に健康影響を与えてはならない。

散布後しばらくの間、児童・生徒が散布場所に立ち入らないような措置を講じる。

農薬使用にあたっては、農水省通知「住宅地等における農薬使用について」を遵守する。

(ア) 樹木の防除、除草等

樹木の病害虫防除、除草等については、原則として農薬散布を行わない。日頃から、樹木の剪定により風通しをよくすることや土壌の管理・虫の付きにくい植栽の選択などして、病害虫の発生予防および早期発見に努める。病害虫が発生した場合は、部分的な剪定や捕殺等、物理的な防除を行うようにする。

除草剤については使用しないことを基本とする。雑草は日頃から刈り取りに努め、手取りのほか刈り払い機を利用する。

やむを得ず農薬を使用する場合、誘殺、塗布など散布以外の方法を検討し、散布せざるを得ない場合は、必要最小限の範囲、量とし、上記留意事項を守る。

(イ) 校舎内の害虫駆除

給食室等、校舎内の害虫駆除については、薬剤散布を行わない。

日頃から、ごみ、残滓の処理、清掃の徹底等、発生予防に努め、必要に応じ、防虫網等の整備を行う。害虫の発生を見た場合、害虫の種類の特定や生息状況、被害を調査把握した上で、発生源の除去、トラップ配置等物理的な防除を実施する。やむを得ず薬剤を使用する場合、まず毒餌配置等、散布以外の方法を選択し、散布せざるを得ない場合は、必要最小限の範囲、量とし、上記留意事項を守る。

薬剤使用後は残留物質の測定を行い、害虫駆除の結果とともに公表する。

(ウ) シロアリ防除

教室、校舎等のシロアリ防除は、巣の除去、被害を受けた建材の交換等、物理的な方法による防除を検討し、殺虫剤等の使用は行わない。

やむを得ず薬剤防除を行う場合は、工法や使用薬剤は毒餌工法や低毒性の薬剤など出来る限り安全なものを選択する。

オ 外部業者への委託

(ア) 樹木の防除、校舎内の害虫駆除、トイレ清掃など、外部業者へ委託する場合は、より安価な入札価格を業者委託の基準にせず、一定予算内でより安全で確実な防除が出来るか、防除の質と取り組みに対する意識の高さを業者決定の基準とし、可能な限り安全性の高い方法で実施させる。

(イ) 薬剤使用時の生息調査や周知、公表についても委託業務の一環とし、徹底させる。この場

合、生息調査を行う業者と薬剤散布業者を同一にしない。

(ウ) 学校は業者任せとせず、管理監督する。

(3) 壁、床等の修理に関すること

ア 学校等で実施する軽微な修理及び学校職員等が行う小規模な塗装等については、塗料や接着剤等で厚生労働省が室内濃度指針値を設定している13の化学物質を含むものは使用しない。

夏期休業中に実施する。

イ 安全性が高い建材、工法について、その分野に詳しい建築関係者と学校保健委員会とで連携し協力を得ながら実施する。

(4) 教育委員会との連携・協力に関すること

学校と教育委員会は、教材、教具、また、床ワックスの使用や施設の修理等について、相互に連絡・調整を図り、学校施設の良好な環境を保持する。

(5) 環境衛生検査の実施に関すること

ア 定期環境衛生検査

既存の教室等、室内におけるホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物については、文部科学省の「学校環境衛生の基準」および文部科学省通知「学校における室内空気汚染対策について」(15ス学健第11号、平成15.7.4)に基づき、文部科学省発行の「学校環境衛生管理マニュアル」に沿って、毎年度定期的に測定を実施する。また、当該物質が基準値を超えた場合は、換気を励行するとともに、その発生の原因を究明し、汚染物質の撤去または汚染物質の発生を低くする等、適切な措置を講じなければならない。また、その措置については保護者に不安を与えないよう、学校便り等を通じて保護者に情報提供するとともに、基準値を超えた教室を使用していた児童・生徒の健康状態についての健康観察を行ない、必要があれば健康診断も行うこととする。

なお、施設の使用再開に当たっては、当該物質の濃度が基準値以下であることを確認してから開始する。

イ 臨時環境衛生検査

(ア) 机、椅子、コンピュータ等、新たな学校用備品の搬入等に当たっては、搬入前後に文部科学省の「学校環境衛生の基準」および文部科学省通知「学校における室内空気汚染対策について」(15ス学健第11号、平成15.7.4)に基づき、文部科学省発行の「学校環境衛生管理マニュアル」に沿って、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物について測定をする。当該物質が基準値を超えた場合は、新規購入した物品を返品・交換、または換気を行うなど汚染物質の発生を低くするための適切な措置を講じる。なお、施設の使用再開に当たっては、当該物質の濃度が基準値以下であることを確認してから開始すること。

(イ) 新築・改築・改修等を行った際には、厚生労働省が室内濃度指針値を設定している13物質の濃度が基準値以下であることを確認した上で引渡しを受けるものとする。

(ウ) すべての備品の購入・机の天板の交換は夏期の休みに行い、購入もしくは交換が終わったら速やかに包装を解き、通風を図ること。その際、十分な換気を行う。

2 教育活動について

(1) 図画工作(美術)、技術、理科(科学・化学)、水泳指導等の教科指導に関すること

ア 図画工作等では有害化学物質を含んだ合板や接着剤等の教材は使用しない。シックスクール対応商品と表示されていたとしても児童・生徒の体調に十分注意し、気分が悪くなった場合は、別の場所で休むことを含め速やかに対応を行う。

特に、理科の実験や図画工作等を行う場合は換気に十分留意する。

イ プールにおける塩素の使用に当たっては、児童・生徒の体調に充分注意する。

ウ 安全性が高い教材・教具についてリスト化し、関係者によって情報を共有するとともに、リストを適宜改善する。

(2) 使用教材・教具・教科書等に関すること

教材については教育委員会の責任管理の下、有害化学物質含有をチェックの上、一定基準を保てるように購入業者の選定や購入の補助を行う。

ア 学校で使用するサインペン・マーカー、のり、接着剤、絵の具、クレヨン、墨汁、ニス、化学実験、プリントや教科書等各種印刷物に含まれる揮発性成分により具合が悪くなる場合があるので、換気を励行し、児童・生徒の健康管理に十分注意する。また、蛍光ペンや消しゴムなどで香料が添加されている学習用品は極力持ってこさせないよう指導する。

イ 安全性が高い教材・教具についてリスト化し、関係者によって情報を共有するとともに、リストを適宜改善する。

ウ 学校内の印刷物は、大豆油インクを採用するなど、化学物質放散を極力抑えるようにする。

エ 教科書の化学物質低減に取り組んでいる社団法人教科書協会と連携し、協力を得る。

オ 教科書の早期配布・カラーコピー・白黒コピーなどで対応を図ることが可能なので、保護者にこれらの対応に関する情報を提供する。

3 児童・生徒・職員の健康管理について

(1) 校医による定期健康診断及び健康相談に関すること

定期健康診断時に、シックハウス症候群・化学物質過敏症として現れやすいと言われている眼、鼻、喉等について十分な観察診察を行う。また、必要に応じて学校及び教育委員会は校医と連絡をとり健康相談日を設定する。

(2) その他専門医による健康診断及び健康相談に関すること

体調不良の状態が改善されない場合は、児童・生徒の保護者、職員に、専門医への相談や受診、また、保健所等への相談を勧める。

(3) 学級担任、養護教諭等の観察・相談・記録に関すること

ア 学級担任や教科担任は、児童・生徒一人一人の健康状態を観察・把握し、体調に異常があったときは保健室の養護教諭に連絡する。

イ 養護教諭は、児童・生徒の既往歴や健康状態について把握しておく。また、児童・生徒から体調不良の訴えがあった場合は、いつ、どこで、どんな症状があったかなどを確認し、保護者に情報提供し記録する。

(4) 家庭、保護者との連絡、相談に関すること

学校が発行する「学校だより」や「保健だより」等を通じ、また、化学物質の放散事案が発生したときは、保護者会において説明するなど、保護者への情報提供を行う。また、併せて児童・生徒の健康状況を含め、心配なことがあれば学校に相談できる体制がある事を広報し、保護者との連携に努める。

(5) 関係教職員、医師、保護者等との連絡に関すること

ア 学級担任は、児童・生徒の健康状態の把握をするとともに、保護者との連絡を密にし、養護教員とも連携を図りながら、万一健康被害があった場合は、速やかに校長へ報告する。

イ 校長、副校長(教頭)、保健主任(保健主事)、養護教員、学校医、学校薬剤師からなる学校保健委員会は、学級担任から報告を受けた場合、教育委員会へ報告を行うとともに、学級担任、保護者と連絡を取りながら、教育委員会と相談の上、対策を講じる。

ウ 学校で工事、または壁、床等の修理を行う場合は、学校保健委員会において事前のできる限り早い時期に、その期間・場所・内容などの情報を公表し、業者が決定しだい使用建材等の詳しい情報を保護者に提供する。

エ 保護者からの問い合わせに答えられるよう、学校保健委員会はシックハウス症候群や化学物質過敏症の専門医療機関について把握しておく。

教育委員会の配慮事項

シックハウス症候群、化学物質過敏症等に関する情報の収集と提供を行うとともに、教職員や教育委員会事務局職員の情報の共有化と認識を図る必要がある。

1 教育委員会における役割等について

化学物質に詳しい専門的なアドバイザーを置き、リスクコミュニケーションなどにも当たる。

(1) 教育委員会による情報収集及び提供等に関すること

ア 教育委員会では以下の情報を収集し公表する。

- (ア) 法令等の社会環境に関する情報
- (イ) 室内化学物質の科学的な情報
- (ウ) 健康被害と治療方法に関する情報
- (エ) 学校における安全確保に関する情報
- (オ) 専門医療機関に関する情報
- (カ) その他、教育委員会が必要と認めた情報

イ 児童・生徒・保護者向けの啓発パンフレットを作成し、全員に配布する。

ウ パンフレットの内容については、シックスクールや化学物質過敏症に関する情報と合わせて子どもを取り巻く環境について広く取り上げるものとする。その中で、化粧品や整髪料、制汗剤、防虫剤、タバコなど子どもが現在及び将来身近に接する化学物質の危険性、アレルギーや化学物質過敏症の理解につながる内容を必ず入れるようにする。

(2) 教育委員会職員対象の研修会の開催に関すること

教育委員会はシックスクール問題・化学物質過敏症に対する意識啓発と情報の共有化を図るため、教育委員会職員に対し研修を実施する。

ア 教育委員会は、全ての教育委員会職員を対象に定期的な研修を行う。

イ 教育委員会は、部内会等の会議を通じ情報提供を行う。なお、参加者は職員に対し周知を図り、情報の共有化を図る。

ウ 教育委員会職員対象の研修会は、年に1回程度行う。研修会では、シックスクール問題や化学物質過敏症と合わせて、子どもをとりまく環境について広く取り上げる。研修会の講師は、専門家や実際にシックスクールの問題を体験した保護者などできるだけ外部に委託する。

エ 教育委員会は、子どもをめぐる環境対策に関する先進的な事例や研究成果などについて、積極的に情報収集を行い、これを教職員に提供する。

(3) 学校における教職員研修に関すること

教育委員会と学校は、シックスクール問題・化学物質過敏症に対する意識啓発と情報の共有化を図るため、教職員に対し研修を実施する。

ア 教育委員会は、保健主任（保健主事）等の教職員を対象に定期的な研修を行う。

イ 保健主任（保健主事）は学校において、職員会議等の場を通じて、全教職員に対し情報の共有化を図る。

ウ 教育委員会は校長会・副校長連絡会の会議を通じ情報提供を行う。

エ 教職員に対する研修は、保健主任（保健主事）及び学校の運営管理に責任を負う校長・副校長（教頭）に対して、最低年1回行う。研修会では、シックスクール問題や化学物質過敏症と合わせて、子どもをとりまく有害化学物質について広くとりあげるものとし、研修を行う講師は、専門家や実際にシックスクールの問題を体験した保護者など、できるだけ外部に委託する。

オ 保健主任（保健主事）は、上記研修だけでなく、子どもをめぐる有害化学物質対策に関する先進的な事例や研究成果などについて積極的に情報収集を行い、これを各学校での取り組みにつなげるように、研鑽する。

カ 全教職員に対する研修として、初任者研修、十年目研修などにおいて、シックスクール全般についての研修を行うようにする。

(4) その他

学校敷地内は、全面禁煙とする。

工事等の配慮事項

国土交通省の「建築基準法」、文部科学省発行「学校施設における化学物質による室内空気汚染防止対策に関する調査研究報告書」に準じて行う。

1 建築材料等について

(1) 工事で使用する建築材料等に関すること

ア 工事で使用するプラスチックや合板類、接着剤や塗料などの建築材料については、各種情報収集により室内空気を汚染する化学物質の発生のない、もしくは最も少ないものを採用する。

下記の「3 検査方法・検査基準について」で示している厚生労働省が室内濃度指針値を設定している13物質について測定できない場合、測定できない物質が含有している製品は使用しない。

イ 安全性が高い建材について、その分野に詳しい建築関係者や教育委員会に置いた化学物質アドバイザーと連携し協力を得ながら実施する。

(2) 備品・家具等に関すること

ア 新規に備品類を購入する場合には、事前の見積り段階から室内空気を汚染する化学物質の発生のない、もしくは最も少ないものであるものを選定する。また、発注時の仕様書にもこのことを明記する。

イ 工場で作製された家具等は、他の家具等と別に保管し、化学物質の吸収・汚染を防ぐよう業者に指示する。

ウ パソコンやエアコンなど化学物質の揮散があるものについては、搬入までに別の場所で稼働させたりする事により、化学物質の削減を行ったうえで搬入する。

(3) 工事の実施時期に関すること

工事は、夏期休業期間中に実施する。やむを得ず夏期休業期間以外に実施する場合は、児童・生徒が校舎内にいない状況で工事を行う。

2 工法等について

(1) 換気に関すること

工事中は窓開けによる通風及び強力扇風機や排風機等による強制換気を実施し、常時換気設備がある場合にはこれも運転する。

(2) 養生期間に関すること

工事完了後から引き渡しまでの間、工事中と同様に、通風及び換気に努め、そのための養生期間として十分な期間を確保する。

(3) その他

安全性が高い工法について、その分野に詳しい建築関係者と連携し協力を得、保護者への情報公開・意見交換を行いながら実施する。

3 検査方法・検査基準について

(1) 国基準等に関すること

工事業者は、厚生労働省が室内濃度指針値を示す揮発性有機化合物13物質について検査する。

(2) 検査時期に関すること

工事業者は、上記13物質について、工事前と工事後の測定値比較のため、工事前、工事直後に検査し、工期内に基準値以内であることを確認してから学校側への引渡しとする。

(3) 検査における配慮事項に関すること

原則的に人が長時間滞在する居室を検査対象箇所とし、室内空気採取及び分析方法は厚生労働省が示す検査方法とし、分析機関は都道府県が認める専門機関とする。

教育委員会は、上記13物質が指針値以下であることを確認後に引き渡しを受けるものとする。

(4) 検査で指針値以下の数値が出たとしても、工事直後は上記13物質以外にも多くの化学物質が出ていること、指針値以下でも発症する児童・生徒がいることから、換気については特に配慮が必要であり、異臭が消えるまでは窓を締め切ることの無いように十分注意する。

化学物質の影響を受けやすい児童・生徒への配慮事項

化学物質の影響は個人差があり、また症状も多様なことから、工事などの計画段階から当該児童・生徒の保護者との十分な話し合いや連絡を密にし、子どもの教育を受ける権利を保障し、当該児童・生徒が支障なく学校生活を送れるよう最大限の配慮を図る必要がある。

1 学校での対応について

(1) 施設の修理に関すること

ア 学校等で実施する軽微な修理及び学校職員等が行う小規模な塗装等については、実施する前に当該児童・生徒の保護者へ連絡し、使用する材料についてのサンプル確認を行い、当該児童生徒に健康被害が出ないことを確認の上、当該児童生徒が登校しない長期休業中、土、日、祝祭日などを利用して行う。修理後の健康観察や万が一症状が出た場合の対応を協議しておく。

イ 工事材料に強く反応する当該児童・生徒が在籍中は、修理や塗装は、極力行わない。

(2) カーペットのクリーニング等に関すること

ア 当該児童・生徒が在籍する学校では、パソコン室や図書室などのカーペットを清掃する場合は、当該児童生徒の使える洗剤で行うか、使える洗剤がない場合には水洗いにするなどの配慮を行う。

イ 床にはワックスは使わず、水拭きとする。

(3) 個別支援計画の作成に関すること

ア 当該児童・生徒について個別支援計画を作成する。各学年始めに計画立案し、保護者と面談した後に完成させる。子どもの状態を見ながら、学級担任と保護者が随時話し合っって適宜計画の変更を行う。なお、学年末に支援の成果・課題等について保護者と共に話し合い、次年度の個別支援計画の作成に引き継ぐ。

個別支援計画の内容

- (ア) 過敏に反応する物質
- (イ) 授業で使えない教材及び代替教材
- (ウ) 受けることのできない授業及び代替措置
- (エ) 既往症の有無
- (オ) 緊急を要する症状が出た場合の処置
- (カ) 保護者の要望
- (キ) 行事参加のための事前準備
- (ク) 体調不良による不安や周囲の理解・受け入れに対する不安などへの精神的支援
- (ケ) ア～クを考慮した授業の進めかた

(コ) その他必要な事項

- イ 受けることができない授業の代替措置については、先進事例について情報収集することも含め、具体的な工夫を重ねることにより、当該児童・生徒の学習への影響を極力小さくするよう努める。
- ウ 読むことのできない印刷物(テスト用紙も含む)と代替措置についても、個別支援計画に含める。

(4) 宿泊先、コンサートホール等校外活動の環境に関すること

- ア 校外活動を実施する際には、活動先の施設や活動内容等における化学物質の有無等について十分確認する。特に、施設のメンテナンスの時期を確認し、計画段階から計画案を当該児童・生徒の保護者に周知し、配慮すべき事項を協議する。保護者からの申し出があれば、保護者の同伴を妨げないなどの配慮を行う。
- イ 宿泊先の環境のみならず、利用する交通機関についても事前に調査し、旅行会社、バス・鉄道会社等と連携し協力を得ながら、必要な対策を講じる。

(5) 整髪料や制汗剤やシャンプー、化粧品等に関すること

- ア 整髪料、化粧品、タバコ、防虫剤の臭いのついた衣服など、揮発性のあるものや臭いのあるものを避けるよう特に配慮が必要である。
- イ 教職員はもとより、当該児童・生徒の同級生や、行事等へ出席する保護者に対しても、整髪料、化粧品、制汗剤、香水、クリーニング臭、防虫剤臭などの使用を控えるよう、理解と協力を求める。

(6) 周囲の児童・生徒や保護者に関すること

- 当該児童・生徒の同級生や、その保護者に対して説明する機会を設け、当該児童・生徒が周囲の理解と協力を得られるようにする。

2 教育委員会の対応について

(1) 関係学校との連絡会の開催に関すること

- ア 教育委員会は、当該児童・生徒の在籍する学校と定期的に会合を開き、化学物質アドバイザー同席のもと児童・生徒の様子や学習環境、施設環境等について意見交換を行う。なお、必要に応じて医師等の専門家の意見を聞く。
- イ 連絡会は、特に理由がない限り、当該児童・生徒の保護者も参加する。

(2) 関係保護者等との連絡に関すること

- 教育委員会は、学校と当該児童・生徒の保護者と学校では解決できない施設改善等の課題に対して、必要に応じて会合を開き、児童・生徒の様子や学習環境、施設環境について意見交換を行う。

(3) その他

- 必要がある場合は、保護者の申し出により、当該児童・生徒の就学指定校の変更を許可する。